

# ストラボ growth 利用規約

## 第1条（適用）

1. 「ストラボ growth 利用規約」（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社ストラボ及び担当コンサルタント（以下「乙」といいます。）が提供する経営支援サービス（以下「本サービス」といいます。）の提供条件及び本サービスの利用に関して、乙と本サービスへ申し込みを行った者（以下、「甲」といいます。） との間の権利義務関係を定めることを目的とし、甲と乙との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 本サービスに関して、乙が定める本サービスの利用に関するルール、サービス概要、FAQ 等は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約と、前項のルール、サービス概要、FAQ 等における本サービスの説明等が異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。
4. 乙は本利用規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、乙は変更後の利用規約の内容及びその効力発生日を、乙が管理・運営するインターネットウェブサイト上に掲示することにより公表し、甲に周知するものとし、変更の効力発生日より、変更後の本規約が甲に適用されるものとします。

## 第2条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、甲より創業・人事・利益拡大・情報戦略などの様々な経営に関する相談を受け、改善策や取組内容などの情報提供・提案・アドバイス（以下「コンサルティング」といいます。）を行うことを目的とします。
2. 本サービス及びコンサルティングは、甲に特段の希望がない限り、乙が指定するオンライン会議システムを利用して提供、実施します。
3. 乙が甲に本サービスを提供し、コンサルティングを実施する過程で初期費用及び月額利用料等（以下、「料金」といいます。）が発生する場合は、事前に乙から甲へ料金の提案を行い、甲が承諾することで、甲と乙との合意に基づく別途の契約を締結するものとします。

### 第3条（実施時間）

本サービスの実施時間は、原則として、次のとおりとします。

10：00～17：00（年末年始、乙が定める休日及び土日祝日を除く）

### 第4条（規約への同意）

1. 本サービスの申込みは、甲が本規約に同意のうえ、乙が定める所定の相談申込書を提出する方法で行うものとします。
2. 乙が前項の相談申込書を受領した時点で、甲は本規約に合意したものとします。
3. 本サービスの提供開始日は、甲乙協議のうえ、決定するものとします。

### 第5条（料金及び支払方法）

1. 本サービスに基づく乙の提案内容に応じて料金が発生する場合、その金額及び支払い方法については、第2条3項に規定する別途の契約にて定めるものとします。
2. 本サービスの提供及びコンサルティングの実施に用いるオンライン会議システムの利用に伴い、甲に発生するシステム利用料や通信費などを含む全ての費用は、甲が負担するものとします。

### 第6条（資料等の提供）

1. 乙は、本サービスの提供にあたり、甲に対し、資料、写真、情報等（以下「資料等」といいます。）の提供を求めることがあります。甲は、乙からの求めに応じて、遅滞なく資料等を提供しなければならないものとします。
2. 乙が提供を求めた資料等が提供されない場合、乙は、サービスの提供を中止することがあります。ただし、サービスの提供が中止されても、甲は、乙に対して料金の支払義務を免れることはできません。
3. 甲は、乙に提供した資料等が第三者の特許権、商標権、著作権等の知的財産権、プライバシー権その他一切の権利を侵害するものではないことを乙に対して保証するものとします。

4. 資料等に関して乙が第三者からクレームや訴訟提起、損害賠償請求等を受けた場合には、甲の責任と費用でこれを解決するものとします。

## 第7条（再委託）

乙は、本サービスの全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。

## 第8条（権利帰属）

乙が本サービスに関連して甲に提供するプログラム、テキスト、写真、動画、画像その他一切の著作物について、当該著作物の著作権が乙又は第三者に既に帰属しているものを除き、著作権は甲に帰属するものとします。また、乙は著作権者人格権を行使しないこととします。

## 第9条（保証の否認及び免責）

1. 乙が提供する本サービス及び乙が実施するコンサルティングは、その完全性・有用性・確実性・適合性等について、いかなる保証もするものではありません。
2. 本サービスの利用から生じた一切の損害（精神的・財産的損害を含む一切の不利益）及び第三者との間で生じた紛争等について、乙は責任を負わず、これに介入しないものとします。
3. 乙の故意又は重過失による場合を除き、本サービスの遅滞、変更、中断、中止、情報の流出又は消失その他本サービスに関連して発生した甲の損害について、乙は一切の責任を負わないものとします。
4. 乙は、天変地異等の不可抗力による甲の被害、その他乙の責めによらない事由により甲の被害が生じた場合、一切の責任を負わないものとします。

## 第 10 条（内容の変更・終了）

1. 乙は、乙の都合により、本サービスの内容を変更し、又は提供を終了することができるものとします。
2. 乙が本サービスの提供を終了する場合、乙は甲に事前に通知するものとします。
3. 本サービスの内容の変更・提供の終了から発生する一切の損害について、乙はなんら責任を負わないものとします。

## 第 11 条（解除）

1. 乙は、甲が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合には、甲に対して何ら通知又は催告することなく、甲の本サービス利用を解除することができるものとします。
  - (1) 本規約又は法令に違反した場合
  - (2) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれがある行為を行った場合
  - (3) 乙又は乙の利害関係人を誹謗中傷したと認められる事実がある場合
  - (4) 乙の事業活動を妨害する等の行為により乙の事業活動に悪影響を及ぼした場合
  - (5) その他、乙が本サービスの利用継続が適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、甲は、乙に対して負っている債務の一切について期限の利益を喪失し、直ちに乙に対して全ての債務の支払うものとします。
3. 乙は、本条に基づく本サービス利用の解除により甲に損害が生じた場合でも、当該損害について、一切の責任を負わないものとします。

## 第 12 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲は、乙に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
  - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
  - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本サービスを利用するものではないこと
  - (3) 自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと
    - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2. 甲が、次のいずれかに該当した場合には、乙は、何らの催告を要せずして、甲による本サービスの利用を解除することができるものとします。
  - (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する表明をしたことが判明した場合
  - (2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
  - (3) 前項(3)の確約に反した行為をしたとき
3. 前項の規定により甲の本サービスの利用が解除された場合には、甲は、乙に対し、乙の被った損害を賠償するものとします。
4. 第2項の規定により甲の本サービスの利用が解除された場合には、甲は、解除により生じる損害について、乙に対し一切の請求を行わないものとします。

## 第13条（損害賠償）

甲は、本規約及び法令の定めに従ったことにより、乙又は第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

## 第14条（譲渡の禁止）

甲は、本規約に基づく権利、義務及び本規約に基づき成立する契約上の地位の全部又は一部について、これを第三者に譲渡、質入れ、その他の方法により処分してはならないものとします。ただし、乙の書面による事前の承諾がある場合を除きます。

## 第15条（秘密保持）

甲は、本サービスに関連して、乙が甲に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、これを秘密情報として保持し、事前に乙の書面による承諾を得ることなく、第三者への開示又は漏洩をしてはならず、また本サービスの利用の目的以外で使用しないものとします。

## 第16条（甲の情報の取扱い）

1. 乙は、甲から取得した情報の取扱いについて、乙の定めるプライバシーポリシー及び個人情報

の保護に関する法律に従って取り扱います。

2. 乙は、甲が乙に提供した情報、データ等を個人ないし法人が特定できない形式の統計情報として、乙の裁量で利用及び公開することができるものとし、甲はこれに異議を唱えないものとします。

## 第 17 条（本サービス利用の終了）

1. 甲は、本サービスの利用を終了しようとする場合、終了を希望する月の前月までに、乙が定める方法で通知することにより、当該終了希望月の末日をもって利用を終了できるものとします。
2. 乙は、1 か月前までに甲へ通知することにより、甲の本サービスの利用を終了できるものとします。なお、当該終了により甲が損害を被った場合においても、乙は、損害賠償責任を負わないものとします。
3. 甲と乙が第 2 条 3 項に規定する別途の契約を締結している場合、本サービス利用の終了は前項によらず、別途の契約の解除内容に従うものとします。

## 第 18 条（本規約等の変更）

1. 乙は次の各号の一に該当する場合、甲の同意を得ることなく乙の裁量で本規約を変更することができるものとします。
  - (1) 本規約の変更が、甲の一般の利益に適合する場合
  - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的であると認められる場合
2. 前項による本規約の変更にあたり、乙は、甲に対して、所定の方法で変更後の利用規約の効力発生日及び変更内容について事前に通知するものとします。
3. 変更後の利用規約の効力発生日以降に甲が本サービスを利用した場合、甲は利用規約の変更に同意したものとみなします。
4. 利用規約の変更により甲に損害が生じた場合であっても、乙は一切の責任を負いません。

## 第 19 条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合、又は本規約に定めのない事項が生じた場合、甲乙双方は信義誠実の原則に従い、協議のうえ、円滑に解決を図るものとします。

## 第 20 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、関係法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該部分を除く本規約の他の条項及び残存部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

## 第 21 条（管轄裁判所）

本規約又は本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、札幌簡易裁判所又は札幌地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上  
2025 年 5 月 1 日制定